

中田地区の保護者 各位

令和 7 年10月吉日

駒場小PTA
校区子ども会
体育振興会

令和8年度 中田地区役員選出会について

日ごろはPTA・子ども会・体振の活動にご理解、ご協力頂きまして感謝申し上げます。
さて、今年も例年同様、役員選出の時期になりました。

今年度も中田地区の役員選出につきましては、

中田区民会館で行います。

日時は以下の通りです。お忙しいと思われませんが、是非ご出席頂けますようお願い致します。

日	時	令和7年10月25日(土)	9:00～終了まで
会	場	中田区民会館	ホール

※新6年の保護者の方へ… PTA、行事子供係、体振以外にも12月の山神社祭の係を決めますので、
できるだけ全員参加してください。(欠席された方も対象となります。)

■12月 山神社祭 保護者代表 2名 …山神社祭の当日、中田神社に参詣します。
男子児童代表 2名

※山神社祭の係はカウント数には入りません。ご理解の程、よろしくお願い致します。

役員選出会を円滑に進めるため、皆様ご協力よろしくお願いします。

令和8年度新役員選出について

1. 令和8年度 新役員選出表

役員名	人数	要件	性別	任期
校区理事	1	大役	不問	2年
PTA副会長（書記）	1	大役	不問	1年
PTA教育文化常任	1	大役	不問	1年
行事子供係リーダー	1	大役	不問	1年
行事子供係	1	平役	不問	1年
安全環境委員（行事子供係平役兼任）	2	平役	不問	1年
教育文化委員（行事子供係平役兼任）	1	平役	不問	1年
広報委員（行事子供係平役兼任）	2	平役	不問	1年
体育振興会	3	平役	不問	2年
*** 合 計 ***	13			

2. 選出にあたり申し合わせ事項

【駒場学区 小・中学校内統一事項】

- ・大役は負担を考えて、原則として小・中学校を通して各実家庭1回とする
（小学校・中学校どちらかで1回、2巡目以降はこの限りではありません）
- ・各地区ごとの役員選出ルールを书面化し、保護者の認識を統一化する

【中田地区 統一事項】 ※R7年度より新ルールに変更。

- ①役員は、小学校で子どもの数+中学校で1世帯1回（うち必ず大役1回を含む）を努めて下さい。
役員には大役と平役があり、1年任期の役は1カウント、2年任期の役は2カウントと数えます。
2年任期の大役については、大役1カウント+平役1カウントとします。
- ②子ども園・幼稚園の役員は、カウントされません。
- ③母子、父子家庭については、中学校を卒業するまでに子どもの数だけ平役を務めて下さい。
- ④日本語の読み書きが難しい方、日本語での意思疎通ができない方はカウント管理者に相談し、
カウント管理者はその保護者が役員を務める事が難しいと判断した場合は免除する事ができます。
- ⑤何らかの事情で役員の仕事を出来なくなった場合は、各自で代理人を立てて下さい。
- ⑥他地域から転入してきた場合は、今まで経験した役員のカウントを付与します。
ただし、PTAと子ども会兼任の場合でも役員を1年間やり通したら1カウントとします。
- ⑦小学校から中学校までの役員履歴は、役員履歴表に記入していき、漏れのないように引き継ぎます。
- ⑧役員該当者が、役員を辞退する時は代理人（夫・妻・第3者）をたて、次年度にいずれかの役員をやります。
ただし、辞退者の子供が中学3年生である時は、代理人が夫・妻の場合に限り有効とします。
代理人が第3者の場合は、以下の通りとします。
 - ・代理人の残りの任期が3/4以上の場合、代理人にカウントを付与する。
 - ・代理人の残りの任期が3/4未満の場合、カウントは付与しない。
 または、代理人を立てずに欠員とする。
- ⑨明らかにルール違反した人は、カウントが無効となります。
- ⑩新役員選出方法に関する改正時は、総会、もしくは書面審議を行い、
実家庭数の2/3以上の承認を得ることができれば可決とします。

<大役と平役について>

- ①大役は負担を考えて、原則として小・中学校を通してどちらかで1世帯1回とします。
*大役とは、次の役職のことをいいます。
 - ☆小学校→PTA会長、PTA副会長、PTA書記、PTA会計、PTA常任、
行事子供係リーダー、体振会長、駒場校区会長、駒場校区理事、前林地区会長
 - ☆中学校→父母教師会常任理事（会長、副会長、書記、会計、委員長、副委員長）
ジュニアクラブ育成会会長
- *平役とは、上記の役職以外のことをいいます。

【小学校ルール】

＜大役選出対象となる優先順位：兄弟がいる家庭は、末子が対象となります＞

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------------|
| ①役員カウントを満たしていない家庭 | | ★2年任期は4年生以下から選出 |
| ②立候補される高学年の家庭 | (主に6年生) ※ | (主に4年生) ※ |
| ③何も経験のない家庭 | (6年生＞5年生＞ | (4年生＞3年生) |
| ④大役経験のない家庭 | (6年生＞5年生＞ | (4年生＞3年生) |

《大役選出対象外となる条件》

- ①小学校2年生以下の子供がいる家庭（預けられる所がある場合や保護者のどちらかがやれる場合は除く）
- ②過去に大役を務めたことがある家庭
- ③母子、父子家庭
- ④日本語の読み書きが難しい方、日本語での意思疎通ができない方

＜平役選出対象となる優先順位：大役候補となる方は大役が優先されます＞

- | | | |
|-------------------|--------------|-----------------|
| ①役員カウントを満たしていない家庭 | | ★2年任期は4年生以下から選出 |
| ②立候補される全学年の家庭 | (主に6年生) ※ | (主に4年生) ※ |
| ③何も経験のない全学年の家庭 | (優先順位は高学年から) | |

注) ※役員カウントを満たしていない6年生/4年生の家庭で＜大役選出対象となる優先順位＞を辞退された方は、＜平役選出対象となる優先順位＞は適応されません。

【中学校ルール】

- ①小学校の役員履歴を基に、役員カウントを満たしていない家庭から決めます。
優先順位は、3年生＞2年生＞1年生となります。
- ②父母教師会常任理事は2年生より、ジュニアクラブ育成会会長は3年生より選出となっていますが、候補がいらない場合は他学年から選出します。

補足

- ・令和6年以前の役員履歴はすべて新しい履歴表に記載し、各家庭のカウント数として数えます。
- ・ルール改定の現時点（令和6年4月）からしばらくの間は、過去の役員履歴から『小学校で子どもの数＋中学校で1世帯1回』の役員カウント数とは異なる家庭が出てきます。その場合、小学校と中学校の9年間のカウント合計数が、各家庭のやるべき役員カウント数になるように調整してください。
- ・令和7年秋に行われる令和8年度役員選出会までは、中学校では現行ルールで行います。ただし、該当学年に候補がいらない場合は他学年から選出します。
- ・ルール改定の現時点（令和6年4月）で、すでに1家庭のやるべき役員カウント数を超過して平役を引き受けてくださっている家庭につきましては、特別に平役2カウントで大役1カウントとして扱うことができます。ただし、本人が大役を希望する場合は、本人の意思を優先します。
- ・現時点で中学校の役を1カウント以上やっていて、まだ役員カウント数が満たされていない家庭は、末子が小学校を卒業するまでに小学校で役員を務めてください。ただし、ほかに優先しなければならない家庭がある場合は、そちらを優先してください。